

月刊「建設」では、2019年10月号から「基礎から学ぶインフラ講座」の連載を開始しました。各事業ごとに管理区分、事業制度、技術的基準の概要や出典等をわかりやすく体系的に解説しています。専門知識を有する上司や先輩が少ない職場の会員や新規採用、人事異動によって初めて当該事業を担当する会員の皆様が基礎的知識を習得する際等にお役立てください。

基礎から学ぶインフラ講座

基礎から学ぶ港湾事業（1）

で みず こう せい*
出水 孝 征*

1. はじめに

日本は海外からの輸出入量の99.7%を船舶により運んでいます。食料の60%、エネルギーの90%以上を輸入に頼る我が国にとって、海外との交易の重要性は大きく、港湾は私たちの生活に欠かせない社会基盤です。本稿では、港湾事業に係る「基礎的な知識」を把握していただくことを目的に港湾の種類や事業制度、技術基準などをご紹介します。なお、本稿における港湾事業とは、港湾法に基づき定義される港湾の事業を指し、漁港漁場整備法で定義される漁港等を除きます。

2. 港湾の種類

港湾の区分と管理者一覧は図-1に示すとおりです。現在、我が国の港湾の数は、993あり、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の

拠点となり、かつ当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾を「国際戦略港湾」、それ以外の港湾で国際海上輸送網の拠点となる港湾を「国際拠点港湾」、それ以外で海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾を「重要港湾」、それ以外の概ね地方の利害に係る港湾を「地方港湾」、暴風雨に際し、小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾を「避難港」としていません（全て政令で定められたものです）。

それ以外に、港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告したものである56条港湾があります。

(2019年4月1日現在)

区 分	総数	港 湾 管 理 者					都道府県知事
		都道府県	市町村	港務局	一部事務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	—
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	—
重要港湾	102	82	16	1	3	102	—
地方港湾	807	504	303	0	0	807	—
計	932	598	327	1	6	932	—
（うち避難港）	(35)	(29)	(6)	(0)	(0)	(35)	—
56条港湾	61	—	—	—	—	—	61
合計	993	598	327	1	6	932	61

出典：国土交通省港湾局総務課調べ。

注 (1) 東京都の洞輪沢港は避難港指定を受けているが、管理者未設立であり、かつ56条港湾ではないので本表より除く。
(2) 56条港湾とは、港湾法第56条により都道府県知事が水域を定めて公告した港湾を示す。

図-1 港湾数一覧

3. 港湾等の基本方針・港湾計画

1) 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路開発に関する基本方針（以下基本方針）

国土交通大臣は、国の港湾行政の指針であるとともに、個別の港湾計画を策定する際の適合すべき基準としての役割を有する基本方針を定めることとなっています。図-2に基本方針の概要を示しています¹⁾。

世界経済の拡大・多極化や、我が国における本格的な人口減少、少子高齢化・生産年齢人口の減少、頻発化・激甚化する自然災害等、国内外の社会情勢等の変化の中で港湾政策における国や港湾管理者、民間企業、地域団体等が連携し取り組むべき内容は大きく変化しており、それを踏まえた見直しを行い、令和元年6月27日に告示を行ったところです。

2) 港湾計画

港湾計画とは、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」であり、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めなければならないとされています。基本方針と整合を図りつつ港湾管理者により定められる港湾計画は、港湾区域、臨港地区に限ることなく、物流、産業、生活等の拠点としての港湾を大きく捉え、後背地との関係も含めて港湾活動全体のマスタープランを立てるものです。策定フローは図-3のとおりです¹⁾。

1) 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

2) 基本方針の役割

- ① 国の港湾行政の指針(港湾法第3条の2第1項)
- ② 個別の港湾計画を定める際の指針(港湾法第3条の3第2項)
- ③ 特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針(港湾法第50条の6第4項)
- ④ 国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針(港湾法第50条の16第4項)

3) 基本方針に定める事項(港湾法第3条の2第2項)

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- VII. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

図-2 基本方針の概要

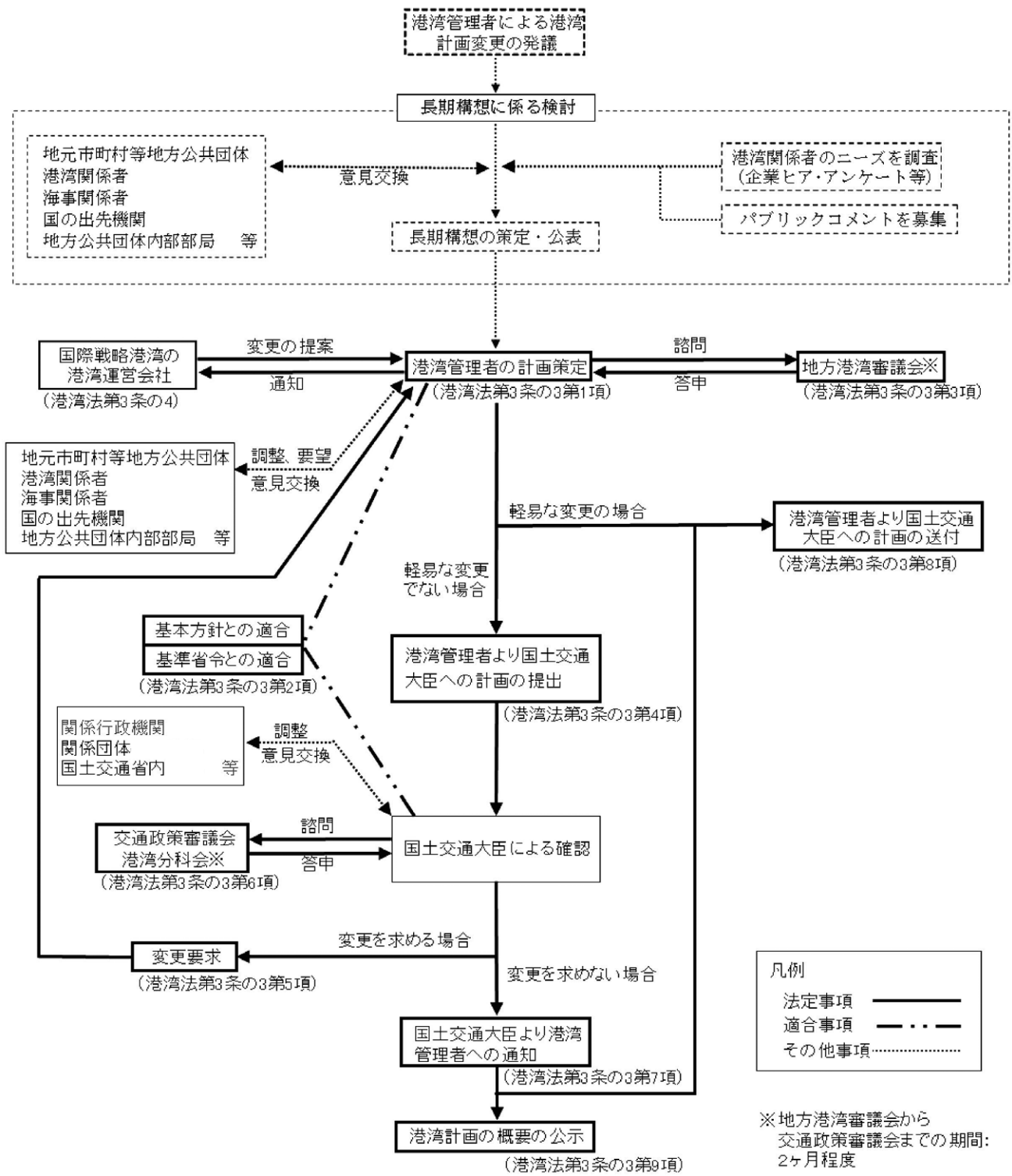


図-3 港湾計画の策定フロー

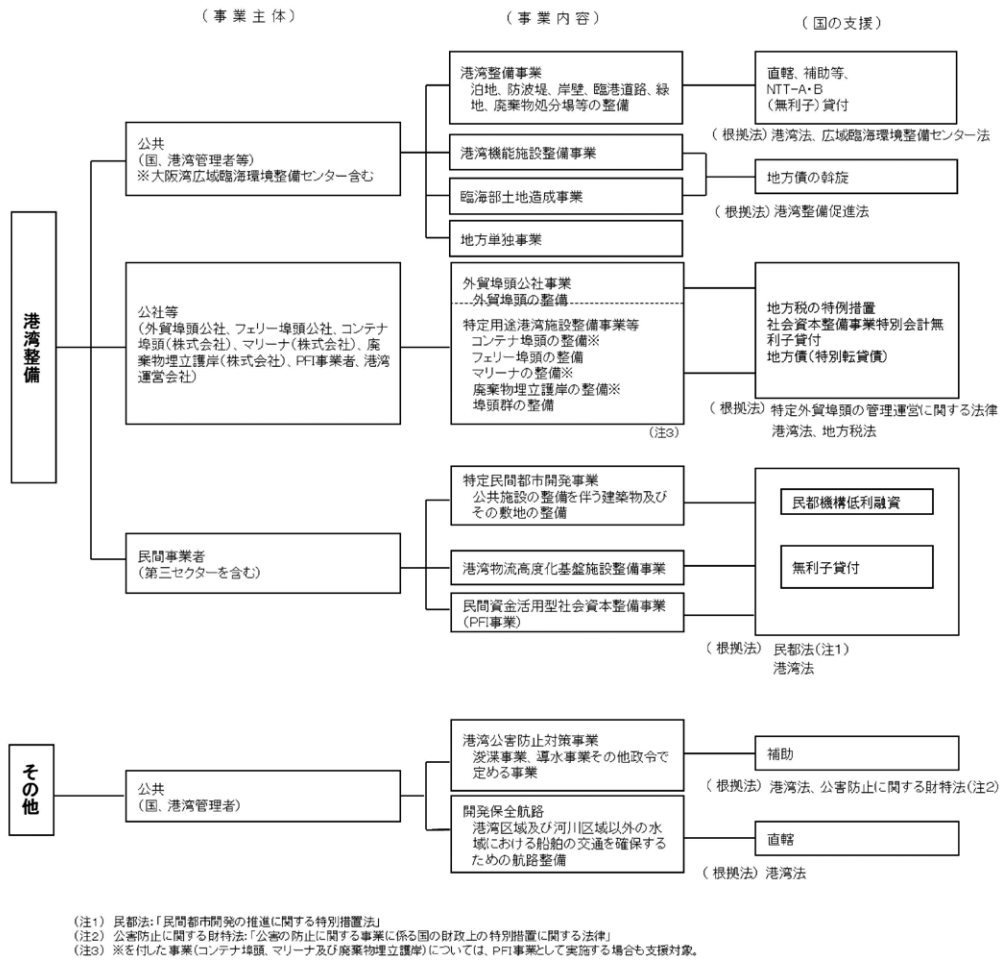


図 4 港湾整備のしくみ

4. 事業制度

港湾は、防波堤、航路、泊地、岸壁、臨港道路などの基本施設、荷役機械、埠頭用地等の物流効率化施設、緑地、旅客ターミナル等の集客施設より構成され、また臨海部には工場、業務ビル、商業施設等が立地しています。国または港湾管理者が行う公共事業としては、一般公衆の利用に供する防波堤、岸壁、航路・泊地等の整備を行う港湾整備事業や水質浄化、底質改善などの公害防止対策、廃棄物の適正処理のための海面処分場の整備を行う港湾環境整備事業があります。このうち、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾における国際・国内の基幹的海上交通ネットワークの形成のために必要な根幹的な港湾施設などには国が直轄工事により整備を行うとともに、港湾管理者が行う整備についても補助事業や

交付金事業により、実施しています。

このほか、国際戦略港湾の国際競争力向上、クルーズ旅客の利便性・安全性の向上や物流機能の効率化のための補助を行う非公共事業や、埠頭用地や上屋など公共事業の対象にならない施設整備や用地造成を行う起債事業などがあります(図-4)。

——次号に続く——

<参考文献>

- 1) 国土交通省港湾局「港湾の開発、利用及び保全並びに開発に関する基本方針」の変更
- 2) 国土交通省港湾局「数字で見る港湾2019」日本港湾協会
- 3) 国土交通省港湾局「平成31年度港湾局関係予算概要」
- 4) 「港湾工学」港湾学術交流会
- 5) 「逐条解説 港湾法」第一法規
- 6) 国土交通省港湾局webサイト
http://www.mlit.go.jp/kowan/